

愛媛県知事様

住所

氏名

(職業) ()

狩 猟 税 申 告 書

狩 猟 免 許 の 種 別	網 猟 ・ わ な 猟 ・ 第 一 種 銃 猟 ・ 第 二 種 銃 猟		
登録を受ける年度分の都道府県民税の所得割納付義務の有無	有 ・ 無	対象鳥獣捕獲員としての指名又は任命の有無	有 ・ 無
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	該当する・該当しない	前 1 年以内の期間に許可捕獲等を行ったかどうか	該当する・該当しない

税 額	円
県税証紙を貼るところ	

- 注 1 狩猟免許の種別の欄、登録を受ける年度分の都道府県民税の所得割納付義務の有無の欄、対象鳥獣捕獲員としての指名又は任命の有無の欄、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の欄及び※前 1 年以内の期間に許可捕獲等を行ったかどうかの欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 登録を受ける年度分の都道府県民税の所得割の納付義務がない者のうち、農業、水産業若しくは林業に従事する者又は当該年度分の都道府県民税の所得割の納付義務がある者の控除対象配偶者若しくは扶養親族に該当しない者が記載してください。なお、この場合には市町村長の証明書を添付してください。
- 3 対象鳥獣捕獲員として狩猟者の登録を受ける者は、愛媛県内市町村長の証明書を添付してください。
- 4 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として狩猟者の登録を受けるものは、認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書、愛媛県内の区域において実施された認定鳥獣捕獲等事業を実施したことを証する書類及びその事業に従事した際の従事者証の写しを添付してください。

(裏面へ続く)

- 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受け、前1年以内の期間に愛媛県内の区域にて許可捕獲等を行った場合において軽減税率の適用を受ける場合は、許可証の写し又はこれに準ずる書面を添付してください。
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けた者の従事者として、前1年以内の期間に愛媛県内の区域にて許可捕獲等を行った場合において軽減税率の適用を受ける場合は、同条第8項の規定により交付を受けた従事者証の写し又はこれに準ずる書面及び従事者証に基づく捕獲等の結果が分かる書類を添付してください。

【狩猟税税額表】

狩猟者の登録の区分	狩猟者の登録に係る 狩猟免許の種別	当該年度の県民 税の所得割の有 無	税額
対象鳥獣捕獲員に係るもの	第一種銃猟	/	課税免除
	網猟・わな猟		
	第二種銃猟		
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	第一種銃猟	/	課税免除
	網猟・わな猟		
	第二種銃猟		
狩猟者登録の申請書を提出する日前 1年以内の期間に許可捕獲等を行っ た者	第一種銃猟	有・無	8,200円
		無	5,500円
	網猟・わな猟	有・無	4,100円
		無	2,700円
	第二種銃猟	/	2,700円
狩猟者登録の申請書を提出する日前 1年以内の期間に従事者として従事 者証の交付を受けて許可捕獲等を行 った者	第一種銃猟	有・無	8,200円
		無	5,500円
	網猟・わな猟	有・無	4,100円
		無	2,700円
	第二種銃猟	/	2,700円
上記以外のもの	第一種銃猟	有・無	16,500円
		無	11,000円
	網猟・わな猟	有・無	8,200円
		無	5,500円
	第二種銃猟	/	5,500円

(注) 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者でなくなった者は、上記以外のものの税額となります。